

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項並びに第 7 項の規定により令和 8 年 1 月 27 日に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 25 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

県及び一般社団法人岐阜県観光連盟における詳細不明の返還金等 に係る会計処理等の実態及び内部統制の機能状況等について

目次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
	(1) テーマ	1
	(2) テーマ設定の理由(監査の契機)	1
第3	監査の着眼点	2
第4	監査の実施状況	2
	(1) 監査対象機関及び監査実施日	2
	(2) 監査において確認した事実及び内容	2
	ア 元連盟職員Aについて	3
	イ 令和4年度中の動き	3
	(ア) 県産品流通支援課の対応状況	4
	(イ) 農産物流通課の対応状況	5
	(ウ) 観光連盟の対応状況及び県の観光誘客推進課の県補助金の検査 状況等	5
	ウ 令和5年度中の動き	6
	エ 令和6年度中の動き	7
	(ア) 元連盟職員Aによる飲料代の精算	7
	(イ) 元連盟職員Aによる装飾品費用未返還事案	8
	a 装飾品費用未返還事案の発覚から返還までの経緯	8
	b 装飾品の納品状況について	10
	c 元連盟職員Aからの返還金の精算について	12
	d 県産品流通支援課の被害額について	13
	オ 元連盟職員Aの指示で県費購入した物品の管理等について	14
	カ 元連盟職員Aの勤務実態について	14
	キ 観光連盟に係る補助金について	16
	(ア) 観光連盟運営事業費補助金	17
	a 元連盟職員Aの解雇に係る解雇予告手当について	17
	b 事務運営費に係る補助率	17
	(イ) 飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金	17
	a 役員Cの署名による経費支出の取扱い	17
	b 観光誘客推進課による履行検査	19
	(ウ) 法第221条に基づく補助金調査	19
第5	監査委員の判断	19
	(1) 商工労働部	19
	(2) 農政部	20

(3) 一般社団法人岐阜県観光連盟	20
(4) 観光文化スポーツ部	20
第6 監査委員の意見(総括)	21
(1) 内部統制制度の継続的な見直しについて	22
(2) 検査体制、審査体制の見直しについて	23
(3) 監査のあり方について	24

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第5項に基づく随時監査及び同条第7項に基づく財政援助団体等監査

【随時監査と財政援助団体等監査】

監査委員は、県の財務に関する事務の執行に関して、毎会計年度に最低1回以上、期日を決めて行う定期監査のほかに、必要があると認めるときはいつでも財務監査をすることができる（地方自治法第199条第5項）とされており、これを随時監査と称している。

当県では、不正又は不適正な会計処理が判明し、事態に対する当局の措置の有効性を検証する必要があると監査委員が認める場合、実態の解明、再発防止等の観点から、随時監査をすることができることとしている。

また、監査委員は、県が補助金を交付している団体の当該補助金に係る事務の執行についても、必要があると認めるときはいつでも監査をすることができる（地方自治法第199条第7項）とされており、これを財政援助団体等監査と称している。

第2 監査の対象

（1）テーマ

県及び一般社団法人岐阜県観光連盟における詳細不明の返還金等に係る会計処理等の実態及び内部統制の機能状況等について

（2）テーマ設定の理由（監査の契機）

令和7年度における県の定期監査において、農産物流通課から提出された監査資料に過年度の収入として、委託業務に係る返還金の記載があった。当該返還金に関する会計書類を確認したところ、令和4年度に同課が発注し、納品済みとして支払いも完了していた物品制作委託業務について、令和7年1月16日付けで、受託者から「諸般の事情により業務が完了していないことが判明したので返還をしたい」旨の申出書の提出があり、契約金額の返還に関する覚書を締結した上で令和6年度中に返還させていたことが判明した。

全機関の監査資料を確認したところ、令和4年度中の契約に関して同様に、同受託者から契約金額の返還をさせていた事例が県産品流通支援課における物品購入、観光誘客推進課が執行した一般社団法人岐阜県観光連盟（以下「観光連盟」という。）に係る補助事業において発生していた（以下、令和4年度の支出に係る詳細不明の返還金を「本件返還金」という。）。

県産品流通支援課の会計書類にも、農産物流通課と同一の日付で、同受託者から契約金額を返還させる覚書が添付されていた。

観光誘客推進課の会計書類には、観光連盟が同受託者との間で令和4年度に締結した物品購入契約に係る合意書（令和6年12月19日付け）が添付されていたが、当該合意書には、①物品の納品がないにもかかわらず、納品済みとして同年度中に支払いを完了していたこと、②当該契約にかかわった元観光連盟職員A氏（以下「元連盟職員A」という。）が観光連盟に帰属すべき金銭を1年以上にわたって返還していなかったことが記載されていた。そして、県産品流通支援課及び農産物流通課における契約にも元連盟職員Aが関与していたことが判明した。

本件返還金の背景には、不正又は不適正な会計処理の存在や県組織の内部統

制に不備があった可能性もあり、本件返還金に係る実態の解明等のため、法第199条第5項に基づく随時監査及び同条第7項に基づく財政援助団体等監査により事案の状況を監査した。

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりである。

- ・ 本件返還金が生じた背景は何か。
- ・ 本件返還金の算出根拠、対象範囲、金額は適切か。
- ・ 予算の執行、契約の締結、検査、支払等は適切に実施されているか。
- ・ 内部統制は十分に機能しているか。

第4 監査の実施状況

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠して実施した。本件返還金の対象機関に対して、定期監査において関係書類の確認を行い、その確認状況を基に監査委員事務局書記による予備監査（監査対象機関に対する書面調査及び聞き取り調査）を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による本監査を実施した。

（1）監査対象機関及び監査実施日

監査対象機関等は、表1のとおりである。

【表1 監査の対象機関等】

監査対象	課名等	予備監査実施日 (①書面調査、②聞き取り調査)	本監査実施日	参考(定期監査) 予備監査実施日
県機関（3機関）	商工労働部	①令和7年11月11日	令和8年1月27日	令和7年7月7日 (書面)
	県産品流通支援課	②令和7年12月5日		
	農政部	①令和7年11月11日	令和8年1月27日	令和7年7月10日 (実地)
	農産物流通課	②令和7年12月24日		
	観光文化スポーツ部	①令和7年11月18日	令和8年1月27日	令和7年7月23日 (実地)
	観光誘客推進課	②令和7年12月2日		
補助金交付団体 (1団体)	一般社団法人	①令和7年11月26日	令和8年1月27日	-
	岐阜県観光連盟	②令和7年12月17日、18日		

（2）監査において確認した事実及び内容

監査の結果、本件返還金を巡って確認した事実は以下のとおりであった。

本件返還金が生じた背景には、元連盟職員Aが関わっており、また、観光連盟が元連盟職員Aに係る告訴状を提出していたことが明らかになった。

元連盟職員Aは、県職員や観光連盟職員に対して、関係法令等を逸脱した予算執行をするように要求し、県職員等は当該要求に対応するため、未納入の物品を納入済みとするなど、不適正な会計処理を行うなどしていた。

また、元連盟職員Aが、県職員に指示して県費で物品を購入させ、全く使用されないまま観光連盟で保管されているものがあった。

さらに、観光連盟では、本来の会計手続では認められていない事後承認の手続を執って費用を支出したり、元連盟職員Aの勤務実態を十分に把握せず、元連盟職員Aによる事後報告のまま時間外勤務手当、旅費を支給するなど、元連

盟職員Aが関わった事業に対する県の補助金については、補助目的に沿った必要な業務が適切に実施されたかが会計書類等の外形上確認できない状態となっており、会計処理の適正性及び信頼性が損なわれる状況となっていた。

このほか、監査の過程においては、次のような状況が見受けられた。

観光連盟は、元連盟職員Aに係る会計処理等を巡って、観光連盟の役員と事務局幹部との間で十分な意思疎通が図られず、不適正な会計処理を行った経緯などに関する監査委員の調査や質問の一部に対して、それぞれが異なる内容の回答を行うなど、観光連盟として統一した回答を提出しなかった。

また、観光連盟を所管する観光文化スポーツ部では、観光連盟の回答について、いずれの回答が事実か判断できないとしたため、会計手続以外の部分については、十分な監査証拠を入手できず、事実認定にまで至らないものもあった。

しかし、上記のような事態が生じている要因を調査・整理することによって、問題の背景や原因を把握し再発防止につなぐ必要があること、さらには、事態の重大性に鑑みて、県及び観光連盟への書面調査並びに本監査において確認した内容も併せて以下に記述する。

なお、以下の記述において、観光連盟に関して、「観光連盟」とのみ記載する場合には法人としての観光連盟、「役員」と記載する場合には現任の観光連盟理事、「事務局幹部」という場合には現任の観光連盟事務局幹部（事務局長、総務部長及び総務課長）を指す。

ア 元連盟職員Aについて

観光連盟への聞き取り等によれば、元連盟職員Aは、平成25年4月から県観光連盟職員（東京駐在員）として採用され、県東京事務所での勤務となった。

首都圏での観光情報の収集・提供業務を所掌業務として、県の農産物や県産品商品の販売促進のためのイベントの企画及び運営を主たる業務とし、また、食を通じた岐阜県の観光PR業務にも従事していた。

業務上関わりがあった県幹部、企業の上層部と懇意であることを自称しており、元連盟職員Aの影響力は、観光連盟内にとどまらず、県行政にも深く及んでおり、県や観光連盟では元連盟職員Aの行動を制御できず、ほとんど言われるがままの対応を行っていた。

10年以上にわたって、元連盟職員Aのこのような勤務態度が容認されてきたことについて、観光連盟には、元連盟職員Aの採用に当たって、県の上層部からの働きかけがあったことを示す面談記録が残っている。

なお、この監査結果のとりまとめ中の令和8年1月13日に、元連盟職員Aは県公金詐欺の疑いで逮捕され、同年2月10日には、観光連盟の契約先からの返還金をだまし取ったなどとして別の詐欺の疑いで再逮捕された。

イ 令和4年度中の動き

令和5年11月から12月にかけて、名古屋市内のホテルで開催される岐阜県の観光等PRイベント（以下「令和5年イベント」という。）の開催期間中、ホテルのロビー等を県の伝統的な装飾品を用いて演出し、装飾品の製作

体験教室を実施することについて、元連盟職員Aは独断で決定した。

元連盟職員Aは、令和4年秋から冬にかけて、県（商工労働部、農政部）及び観光連盟からの支出可能額を基に、令和5年イベントに係る総事業費を約130万円とした。装飾品の納品と製作体験教室の実施については、元連盟職員Aの独断で装飾品作家B氏（以下「作家B」という。）との随意契約が指示された。

上記の総事業費を基に、元連盟職員Aと作家Bの協議により装飾品の単価や製作個数等が決定され、当該決定に沿って、令和5年イベントについて、県及び観光連盟は、作家Bと表2のとおり契約し、契約金額の合計額は、127万9,850円であった。

【表2 県及び観光連盟での契約締結等の状況】

課名等	県産品流通支援課	農産物流通課	観光連盟
契約名	県産品販路開拓事業にかかる装飾用物品材料購入（消耗品費）	食材PRイベント会場装飾用物品制作委託（委託料）	県産品を使用したノベルティ等物品購入（消耗品費）
契約者	作家B	作家B	作家B
随意契約の理由	・作家Bの装飾品資材の目利き能力、装飾品製作に係る経験値は他の作家をはるかに凌ぐ。	・創作活動を行う県内唯一の装飾品作家 ・制作する装飾品は芸術的で繊細な仕上がり。他の装飾品とは一線を画す。	・創作活動を行う県内唯一の装飾品作家 ・制作する装飾品は芸術的で繊細な仕上がり。他の装飾品とは一線を画す。
契約金額	614,350円	220,000円	445,500円
契約金額の合計	1,279,850円		
契約日	令和5年2月3日	令和5年1月31日	令和5年1月31日
契約期間	令和5年2月3日～令和5年3月10日	令和5年1月31日～令和5年2月28日	令和5年1月31日～令和5年2月28日
納入期限	令和5年3月10日	令和5年2月28日	令和5年2月28日
納入場所	指定する場所	指定する場所	指定する場所
納品日	令和5年3月10日	令和5年2月28日	令和5年2月28日
検査日	令和5年3月10日	令和5年2月28日	令和5年2月28日
支払日	令和5年4月18日	令和5年3月24日	令和5年3月28日

令和5年イベントは、令和5年度の事業であったが、元連盟職員Aは、県及び観光連盟に対し、令和4年度予算の執行残額を利用して、令和4年度予算での支出を要請した。事務局幹部によれば、これには翌年度の県担当部長等の人事異動で、企画の取り止めや仕切り直しとならないよう、前年度中に後戻りとなる可能性を封じておきたいという元連盟職員Aの意図があった。

上記元連盟職員Aの要請に対する県（県産品流通支援課、農産物流通課）及び観光連盟の対応状況、並びに観光誘客推進課の県補助金の検査状況等は次のとおりである。

(ア) 県産品流通支援課の対応状況

県産品流通支援課管理職（当時）は、令和5年度に開催予定の令和5年イ

イベントに必要な費用であることを知りながら、令和4年度予算での調達を指示していた。当初は、装飾用物品の製作委託を行う予定で令和5年1月30日に契約に向けた事前決裁を行った。2月に入って、元連盟職員Aから年度内での装飾品の完成が困難との連絡があったため、契約内容を装飾品製作のための材料購入に切り替えて、令和5年2月3日に装飾用物品材料購入契約を締結した。この際に同課の担当職員（当時）は、本件契約に係る決裁書類の作成を拒否したことから、同課の管理職等（当時）が契約に係る決裁書類を作成した。

また、同管理職（当時）は、装飾品製作のための材料購入に切り替えた際、商工労働部幹部（当時）から「製作は後から職員等が行えばよい。知事に悪く言われないうちに発注して支払うように。」との指示を受けていたとの発言記録が残っている。

そして、装飾品用材料の納品の事実がないにもかかわらず、令和5年3月10日に、契約が仕様書等に沿って履行されたとして、検査済みとして書類を作成し検査を完了した。その後、出納事務局の審査を経て、令和5年4月18日、契約金額全額を支払った。

(イ) 農産物流通課の対応状況

農産物流通課の担当係長及び担当職員（当時）は、令和5年度に開催予定の令和5年イベントに必要な費用であることを知りながら、令和4年度予算で調達することとし、令和5年1月31日に食材PRイベント会場装飾品物品制作委託業務に係る契約を起案し、同課管理職（当時）の決裁を得た。本件契約締結に係る決定について、同担当職員（当時）は、農政部幹部（当時）へ報告していた。

本件契約に係る支出金調書においては、納品された装飾品や装飾会場の写真が添付できないため、本件契約とは無関係の装飾品の写真や「装飾イメージ」の写真を用いて添付書類を作成していた。

そして、装飾品の製作が完了しておらず、納品等の事実がないにもかかわらず、令和5年2月28日に、契約が仕様書等に沿って履行されたとして、検査済みとして書類を作成し検査を完了した。その後、出納事務局の審査を経て、令和5年3月24日、契約金額全額を支払った。

(ウ) 観光連盟の対応状況及び県の観光誘客推進課の県補助金の検査状況等

観光連盟においても、連盟役員C（以下「役員C」という。）の決裁を経て、令和5年度に開催予定の令和5年イベントに必要な費用であることを知りながら、令和5年1月31日に令和4年度予算を用いて県産品を使用したノベルティ等購入に係る契約を締結した。

そして、製作体験教室用の材料等の納品がされていないにもかかわらず、令和5年2月28日付で、契約が仕様書等に沿って履行されたとして検査書類を作成し、検査を完了した。その後、令和5年3月28日、契約金額全額を支払った。

また、観光連盟が締結した同契約に必要な予算には、県（観光誘客推

進課)の令和4年度の飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金(以下「令和4年度県補助金」という。)が充当された。

観光誘客推進課における令和4年度県補助金の履行確認(検査)では、観光連盟が執行した令和5年イベントに係る経費は、提出された書類上は不備や不審な点が見受けられなかったことから、観光連盟による本件契約に係る不正な支払等であることを確認することができず、令和4年度の補助対象経費として認められ、その後の出納事務局の審査でも本件契約に係る不正な支払等が発覚することはなかった。

ウ 令和5年度中の動き

令和5年9月頃、ホテル側と元連盟職員Aの間で、令和5年イベントでの装飾品の規模を縮小し、製作体験教室の実施を取りやめることにした。

しかし、装飾品の規模縮小や製作体験教室の取りやめ(以下「令和5年イベントの規模縮小」という。)について、元連盟職員Aは、県及び観光連盟への情報共有を一切行わず、独断で決定したため、県及び観光連盟は、令和5年イベントの規模縮小に気づくことができなかった。

一方で、元連盟職員Aは、令和5年イベントの規模縮小を理由に、表3のとおり、作家Bに対して契約金額の一部を自身に返還するよう要求し、令和5年10月12日又は13日に、観光連盟の契約金額44万5,500円のうち38万5,000円を現金で受領した。事務局幹部によれば、元連盟職員Aは現金を受領した際、作家Bに対して、領収証を渡したとされるが、作家Bは領収証を紛失したと証言している。

また、県の契約金額合計83万4,350円のうち56万円(振込手数料880円含む。)を、令和6年1月10日に、自身が指定する第三者の銀行口座へ振り込ませており、本来は県や観光連盟等へ引き渡すべき返還金(総額94万5千円)を引き渡していなかった。

しかし、前述のとおり、県及び観光連盟は、令和5年イベントの規模縮小に気づいていなかったため、元連盟職員Aが作家Bから契約金額の一部を返還させていたことが令和5年度中に発覚することはなかった。

【表3 作家Bから元連盟職員Aへの返還状況】

(1) 県との契約分			
課名等	契約金額	返還させた金額	返還時期等
県産品流通支援課分	614,350円	560,000円	令和6年1月10日、元連盟職員Aが指定する第三者の銀行口座への振込
農産物流通課分	220,000円	(内訳は不明)	
計	834,350円	560,000円	
(2) 観光連盟との契約分			
—	445,500円	385,000円	令和5年10月12日又は13日、作家Bの自宅で元連盟職員Aが直接現金で受領
合計	1,279,850円	945,000円	—

また、令和5年10月には、農産物流通課管理職、同課担当係長及び担当職員並びに観光連盟の職員2人(連盟職員D及び連盟職員E)が、元連盟職員Aの指示により数回にわたり作家Bの自宅において、令和5年イベントで使用する

装飾品の製作を手伝っていた。

エ 令和6年度中の動き

(ア) 元連盟職員Aによる飲料代の精算

名古屋市内のホテルで、県の観光等PRイベント（以下「令和6年イベント」という。）を行うことについて、元連盟職員Aの独断で企画・決定され、令和6年8月29日と30日に開催された。

令和6年イベントでのアトラクションへの出演者に連盟経費として支払った飲料代（8名分）について、元連盟職員Aは、別の飲食で得た同ホテルの領収書を観光連盟に提出し、観光連盟から1万5千円を受け取っていたことが判明した。

元連盟職員Aによる飲料代精算の経緯については表4のとおりである。

【表4 元連盟職員Aによる飲料代精算の経緯】

日付	精算の経緯
令和6年9月2日	観光連盟が、役員Cを立替払職員とする経費支出何書（1万5千円）を作成。会計書類は、元連盟職員Aの口頭による事後報告に基づき、令和6年8月29日付けで作成されたが、事後の承認として、任意に定められた予算執行承認書に役員Cが署名して支出を決裁した。
令和6年9月3日	役員Cが私費（1万5千円）を、連盟職員Dを通じて元連盟職員Aに手渡し。連盟職員Dは、元連盟職員Aから飲料代として、令和6年9月3日付けのホテル領収書（以下「本件領収書」という。）を受領。その際、元連盟職員Aは「本来1万8千円だったが、価格交渉の結果1万5千円になった。」と説明した。
令和6年9月4日	本件領収書を添付して、役員Cが観光連盟に立替金請求書を提出。この際も、事後の承認として任意に定められた指示・承認書に役員Cが署名して支出金調書を決裁し、令和6年9月11日、役員Cの個人口座に1万5千円が入金された。
令和6年9月9日	役員Cらがイベント開催後のお礼のため、ホテルを訪問した際に、ホテル側から、飲料代は、ホテルのサービス（無料）だったとの証言があった。
令和6年9月11日	本件領収書をホテルに確認してもらい、飲料代ではなく、同ホテル内レストランでの私的な食事代の領収書であることが判明した。

飲料代に係る立替払（以下「本件立替払」という。）の執行は、表4のとおり元連盟職員Aからの口頭による事後報告を役員Cが承認することで実施しており、また、実際に費用を立て替えたのは役員Cであった。

観光連盟の会計規程では、職員による経費立替えは、事前の承認を得た場合に限って行うことができることとされており、事後承認は一切認められていない。また、経費を立て替える者と実際の支払いを行う者が一致している必要がある。

本件立替払の執行は、役員Cが署名することで事後承認により行われており、また、実際にホテルでの支払いを行ったのは役員Cではなく元連盟職員Aであったが、このような取扱いは、観光連盟の会計規程等に反するものであった。

なお、この1万5千円については、観光誘客推進課による県補助金（令和6年度飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金）の対象経費として一旦は執行されたが、当該費用については、後に述べるように、令和6年12月10日、元連盟職員Aから観光連盟に返還されており、同補助金の決算額には含まれていない。

(イ) 元連盟職員Aによる装飾品費用未返還事案

a 装飾品費用未返還事案の発覚から返還までの経緯

令和6年9月22日、観光連盟において、元連盟職員Aの出張に随行することの多かった連盟職員D及び連盟職員Eに本件立替払の執行を巡る聞き取り調査を実施したところ、本件立替払の事案とは別に、元連盟職員Aの不正行為として、令和5年イベントの規模縮小により、元連盟職員Aが作家Bから受け取っていた返還金（94万5千円）を、県及び観光連盟に返還していないと推測される事案（以下「装飾品費用未返還事案」という。）があったとの報告があり、元連盟職員Aによる装飾品費用未返還事案が明るみに出た。

なお、事務局幹部によれば、連盟職員D及び連盟職員Eが当該報告を前年度中に行えなかったのは、元連盟職員Aによる報復を恐れたことや元連盟職員Aの不適正な言動を制御できない県や観光連盟への不信感からであった。

観光連盟では、本件立替払の事案及び装飾品費用未返還事案により、職員としてふさわしくない非行があった場合に該当するとして、令和6年12月18日、元連盟職員Aを解雇した。事務局幹部は、解雇処分を決定するまでの観光連盟と県の動き等を記録しており、当該記録によると、表5のとおりであった。一職員の解雇にあたり、副知事（当時）の関与も見受けられた。

【表5 観光連盟と県の動き等（観光連盟の記録を元に作成）】

日付	観光連盟と県の動き等
令和6年9月26日	観光連盟が顧問弁護士に相談し、顧問弁護士から「公金横領事案であり、警察に相談するべき。」との助言。
令和6年9月27日	役員Cと観光国際部幹部（当時）が担当副知事（当時）に対して事案報告。同副知事は、この時点で元連盟職員Aによる県公金横領の可能性を把握したが、警察への相談は行わず、商工労働部、農政部の関与も懸念されることから両部には知らせずに観光連盟単独での調査継続を指示。
令和6年10月8日	観光国際部幹部（当時）と担当副知事（当時）が知事（当時）へ事案報告。
令和6年10月11日	担当副知事（当時）から観光連盟に対して、「知事の意

	向は、警察相談する前に、観光連盟でさらに事実調査すること。」との伝達。
令和6年10月19日及び22日	観光連盟による作家Bの事情聴取。令和5年イベントの規模縮小に伴い、作家Bは、元連盟職員Aに94万5千円を返還したことを認めた。
令和6年10月29日 (発覚50日目(※1)) (※1) 飲料代立替え事案の発覚日(令和6年9月9日)の翌日から数えて。	観光連盟による元連盟職員Aの事情聴取。 ・飲料代(1万5千円)の詐取は否認。(※2) ・令和5年イベントの規模縮小に伴う返還金の観光連盟関係分(38万5千円)の現金による受取は否認。(※2) ・一方で、県関係分の口座振込分(56万円)については、犯意は否定しつつ、「預かっているだけである。」と返還金の受領を認めた。 (※2) 嫌疑をかけられるのは不本意なため、お金(計40万円)を返すと主張。
令和6年10月30日	役員Cが担当副知事(当時)へ事案報告を行い、同副知事は、被害金の回収を最優先とすべしとの指示。
令和6年11月1日(発覚53日目)	事務局幹部が岐阜南警察署(刑事2課)と、刑事告訴に向けた相談を初めて実施。同日以降、警察の捜査に任意で関係資料を提出。
令和6年11月7日	担当副知事(当時)が、商工労働部幹部及び農政部幹部(当時。以下「県担当幹部(当時)」という。)に対して、事案調査と県被害金の確定を指示。
令和6年11月12日	役員C及び事務局幹部が、被害金をいったんまとめて観光連盟で受け入れることについて、可能であることを担当副知事(当時)へ説明。
令和6年11月20日	元連盟職員Aから診断書の提出があったことについて、役員Cが担当副知事(当時)へ報告。
令和6年11月27日	県担当幹部(当時)が連盟職員Dへの聞き取り調査を実施し、担当副知事(当時)へ県としての被害金を報告。
令和6年12月2日	役員Cと連盟職員Dが、県担当幹部(当時)に対して、令和5年イベントに係る装飾品の納品状況を説明。
令和6年12月3日	役員Cが元連盟職員Aを解雇することを担当副知事(当時)へ報告。
令和6年12月4日	県担当幹部(当時)が役員Cに対して、元連盟職員Aを解雇する前に、県被害金を含めて観光連盟での回収を要請。
令和6年12月5日	担当副知事(当時)が役員Cに対して、元連盟職員Aの解雇の前に被害金の回収を優先することを指示。 役員Cが元連盟職員Aに対して、以下の金額(計96万

	<p>110 円) を観光連盟へ振り込むよう指示 (元連盟職員 A が不正を認めていない中での返金指示)。</p> <p>【観光連盟関係分】 40 万 110 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年イベントの規模縮小に伴う返還金 (38 万 5 千円) ・飲料代 (1 万 5 千円+110 円 (振込手数料)) <p>【県関係分】 56 万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年イベントの規模縮小に伴う返還金 (56 万円)
令和 6 年 12 月 10 日	<p>元連盟職員 A から観光連盟口座へ返金 (計 96 万 990 円 (※ 3))。</p> <p>(※ 3) 振込指示額と返金との差額 (880 円) は元連盟職員 A が誤認し加算。差額 880 円は、令和 7 年 2 月 13 日に観光連盟から元連盟職員 A へ返金している。</p>
令和 6 年 12 月 18 日 (発覚 100 日目)	<p>観光連盟が元連盟職員 A を解雇。元連盟職員 A の身分は非常勤職員のため、懲戒解雇に相当する規定がなく、普通解雇とし、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 20 条に基づいて、30 日分の解雇予告手当 26 万 9,888 円を支給した。</p>

令和 6 年 10 月 29 日の観光連盟による事情聴取に元連盟職員 A は、観光連盟関係分の現金受領を否認した。また、県関係分の口座振込分について、犯意は否定しつつ返還金の受領を認めた上で、嫌疑をかけられるのは不本意として、返金すると主張していた。

これに対して、同年 10 月 30 日、担当副知事 (当時) は、被害金の回収を最優先するよう指示をしている。そして、同年 12 月 5 日、元連盟職員 A が不正を認めていない中で、役員 C は元連盟職員 A に返金を指示した。

この点について、役員 C によると、被害金には県公金も含まれており、県の意向は、「元連盟職員 A に返金の意向があるなら解雇の前に返還を優先してほしい。」ということであったので、県と相談しながら対応した結果であった。

元連盟職員 A からの返金は、前述のとおり、令和 6 年 9 月に、連盟職員 D 及び連盟職員 E によって、元連盟職員 A が作家 B から受け取っていた返還金を県及び観光連盟に返還していないと推測される事案があった旨の報告があったことに端を発している。仮に当該報告がなければ、県及び観光連盟が、令和 4 年度に契約を締結した食材 P R イベント会場装飾品制作委託業務等の契約については、業務の実態がなかったなどの事態となっていたにもかかわらず、仕様書等に沿って履行されたものとして検査が完了され、契約金額全額が支払われたままとなっていた可能性があった。

b 装飾品の納品状況について

元連盟職員 A から返金をさせるに当たり、県及び観光連盟は、作家 B からの返還金 94 万 5 千円について、令和 5 年イベントのための装飾品の納品状

況に基づいて、作家Bや、県及び観光連盟に帰属すべき金額を精算する必要があった。

観光連盟では、装飾品の納品状況について、連盟職員D及び連盟職員Eが写真撮影及び記録整理をして管理しており、県の契約分も含めて、表6のとおり整理していた。

一方、県では装飾品の納品状況について全く整理・把握されていなかった。

【表6 県及び観光連盟が契約した装飾品の納品状況並びに未納金額の状況】

(1)県産品流通支援課

品目	製品名等	単価 (円)	発注数量 (個)	支払済額 (円)	納品数量 (個)	未納数量 (個)	未納金額 (円)
装飾品用木材	製品①	2,000	100	200,000	0	100	200,000
装飾品用木材	製品②	1,500	80	120,000	60	20	30,000
装飾品用木材	製品③	2,500	20	50,000	40	-20	-50,000
装飾品用木材	製品④	1,500	120	180,000	100	20	30,000
その他消耗品1	材料⑤	6,500	1	6,500	1	0	0
その他消耗品2	材料⑥	2,000	1	2,000	1	0	0
消費税 (10%)	—	—	—	55,850	—	—	21,000
計	—	—	—	614,350	—	—	231,000

(2)農産物流通課

品目	製品名等	単価 (円)	発注数量 (個)	支払済額 (円)	納品数量 (個)	未納数量 (個)	未納金額 (円)
装飾品	製品①	2,000	100	200,000	0	100	200,000
消費税 (10%)	—	—	—	20,000	—	—	20,000
計	—	—	—	220,000	—	—	220,000

県契約に係る未納金 (1)+(2)

課名	未納金額 (円)
県産品流通支援課	231,000
農産物流通課	220,000
合計	451,000

(3)観光連盟

品目	製品名等	単価 (円)	発注数量 (個)	支払済額 (円)	納品数量 (個)	未納数量 (個)	未納金額 (円)
装飾品用木材	製品③	3,000	10	30,000	10	0	0
装飾品用木材	製品④	1,500	50	75,000	50	0	0
製作体験教室用材料	—	300,000	1	300,000	0	1	300,000
消費税 (10%)	—	—	—	40,500	—	—	30,000
計	—	—	—	445,500	—	—	330,000

観光連盟による整理結果は、役員Cから県担当幹部（当時）に提供され、

県として当該整理結果をそのまま受け入れており、県の被害額は、表 6 (1) 及び(2)の未納金額合計 45 万 1 千円であるとしていた。

また、観光連盟の被害額は、表 6 (3)のとおり 33 万円となっていた。

c 元連盟職員 A からの返還金の精算について

前述のとおり、県担当幹部（当時）は、担当副知事（当時）の指示を踏まえて、県被害金を含めた被害金の一括回収を役員 C に要請した。役員 C は、令和 6 年 12 月 5 日、元連盟職員 A に対して、表 7 の合計金額（96 万 110 円）を観光連盟へ一括で振り込むよう指示し、令和 6 年 12 月 10 日に、元連盟職員 A から観光連盟に 96 万 990 円（注 1）が振り込まれた。

（注 1）振込指示額と元連盟職員 A からの返金との差額（880 円）は元連盟職員 A が誤認し加算。差額は、令和 7 年 2 月 13 日に観光連盟から元連盟職員 A へ返金されている。

【表 7 役員 C が元連盟職員 A に振込を指示した内容】

県関係分	令和 5 年イベントの規模縮小に伴う返還金（振込手数料 880 円を含む）	560,000 円
観光連盟関係分	令和 5 年イベントの規模縮小に伴う返還金	385,000 円
	飲料代（振込手数料 110 円を含む）	15,110 円
	計	400,110 円
—	合計	960,110 円

そして、当該返還金のうち、県、観光連盟、作家 B に対して、それぞれ帰属すべき金額が表 8 のとおり整理された。

【表 8 各主体の被害金額の内訳】

(1) 元連盟職員 A から観光連盟への返還金（県契約関係）の内訳整理】

県産品流通支援課（未納品分）	231,000 円
農産物流通課（未納品分）	220,000 円
作家 B	109,000 円
計	560,000 円

(2) 元連盟職員 A から観光連盟への返還金（観光連盟契約関係）の内訳整理】

観光連盟（未納品分）	330,000 円
作家 B	55,000 円
計	385,000 円

この結果に基づいて、観光連盟は、令和 6 年 12 月 19 日付けで、作家 B との間で、令和 5 年イベントの規模縮小に係る費用精算について合意書を締結し、令和 6 年 12 月 24 日、元連盟職員 A から観光連盟に返還された観光連盟契約関係分 38 万 5 千円のうち 5 万 5 千円を作家 B に返金した。

また、元連盟職員 A から観光連盟に返還された県契約関係分 56 万円について、作家 B が県の県産品流通支援課及び農産物流通課と締結した契約に対して精算を行う必要があることから、商工労働部長及び農政部長名の要請文書（令和 7 年 1 月 23 日付け）に基づき、令和 7 年 1 月 28 日、観光連盟から

作家Bに返金された。

そして、同時期に、県産品流通支援課及び農産物流通課でも、それぞれ令和7年1月16日付けで、作家Bとの間で、令和5年中の令和5年イベントの規模縮小に係る費用の精算について覚書を締結し、令和7年1月30日、作家Bから、それぞれ23万1千円（県産品流通支援課分）と22万円（農産物流通課分）が県に返還された。

なお、農産物流通課が締結した覚書においては、今後いかなる事情が発生しても、名目の如何を問わず、県と作家Bの双方は一切の請求を行わないとする示談をしているが、県産品流通支援課が締結した覚書においては、後日の修正も想定されたことから、そのような取り決めはない。

また、元連盟職員Aから観光連盟への返還金38万5千円のうち、33万円については、県補助金であるため、令和7年1月16日付けで、観光連盟は、観光誘客推進課に対して、令和4年度県補助金に係る実績報告の変更（一部不履行）の申出を行った。そして、当該申出を受けて、観光誘客推進課は、令和4年度県補助金の額の確定の変更を行い、観光連盟から県に33万円が返還された（令和7年1月27日）。

そして、被害金の精算が終了した令和7年2月6日には、観光連盟から岐阜南警察署へ元連盟職員Aによる業務上横領の疑いで告訴状が提出されたが、県からは、元連盟職員Aが逮捕された令和8年1月13日までに告訴状は提出されなかった。

d 県産品流通支援課の被害額について

前述のとおり、観光連盟による整理結果に基づく県産品流通支援課の被害額は、表8(1)から23万1千円と整理されたところであるが、監査において、同被害額について、以下のとおり誤りがあることが判明した。

令和7年2月上旬に、観光連盟は、警察からの指摘を踏まえて、県産品流通支援課分の整理結果を修正していた。修正の原因は、見積段階での単価により被害額の整理をしていたことにあった。観光連盟は、表9のとおり修正後の整理結果を警察に証拠として提出している。

【表9 修正後の県産品流通支援課分の装飾品の納品状況と未納金額の状況】

(1)県産品流通支援課（修正後）

品目	製品名等	単価（円）	発注数量（個）	支払済額（円）	納品数量（個）	未納数量（個）	未納金額（円）
装飾品用木材	製品①	2,000	100	200,000	0	100	200,000
装飾品用木材	製品②	1,350	80	108,000	60	20	27,000
装飾品用木材	製品③	2,617	20	52,340	40	-20	-52,340
装飾品用木材	製品④	1,250	120	150,000	100	20	25,000
その他消耗品1	材料⑤	30,000	1	30,000	1	0	0
その他消耗品2	材料⑥	19,052	1	19,052	1	0	0
消費税（10%）	—	—	—	51,034	—	—	19,966
消費税（8%）	—	—	—	3,924	—	—	—
合計	—	—	—	614,350	—	—	219,626

また、県産品流通支援課分の契約に関して、装飾品用材料（製品③）は、発注数量 20 個に対して、40 個が納品されたことになっていた。しかし、上乘せされた 20 個分については、契約変更をした上で納品されたものではなく、本来、表 9 の未納金額から控除すべきものではない。そして、上乘せされた 20 個分に係る未納金額は、5 万 7,574 円（5 万 2,340 円×1.1。税込み）となる。

以上により、当該整理結果から被害額を算出するならば、県産品流通支援課分の被害額は、計 27 万 7,200 円（表 9 の修正後の未納金額合計 21 万 9,626 円＋上乘せ分 5 万 7,574 円）となる。

オ 元連盟職員 A の指示で県費購入した物品の管理等について

元連盟職員 A が、県の商工労働部、農政部等に指示して県費で物品を購入させ、使用されないまま観光連盟事務所内に保管されているものの物品リストが観光連盟においてとりまとめられていたため、本監査の場において以下の点について確認した。

当該物品の納品や検査状況について観光連盟に確認したところ、納品場所として観光連盟が指定される場合、県の担当者が納品状況の検査に来たところを見たことはないとの回答であった。

また、該当の物品の一部について、購入目的や管理状況を確認したところ、商工労働部では、ホテルでのイベントで提供するために購入したという酒類について、購入した本数が全て残っており、実際に提供されたかどうか確認できておらず、農政部では、京都のレストランで食事をした訪日外国人観光客向けのノベルティとして配布する予定だったという日本刀はさみについて、購入したものが全く配布されていないという状況であった。

カ 元連盟職員 A の勤務実態について

元連盟職員 A に係る労働契約上の勤務時間は、平日 9 時 45 分から 16 時 30 分で、県東京事務所で執務することが前提になっていたものの、勤務する曜日や時間帯が固定されない働き方が許容されていた。

役員 C は、監査委員事務局の予備監査において、「そもそも会計年度任用職員として仕事のやり方、位置づけとして、何かの命令をして、どうするという働き方をしていなかった。そういう意味では十分に勤怠管理ができていなかった。」と述べている。

また、県東京事務所には元連盟職員 A の他に観光連盟職員はおらず、元連盟職員 A の勤務状況を管理する観光連盟の職員は置かれていなかったことなどから、実態は、勤怠管理を十分に行うことができていなかった。観光連盟によれば、元連盟職員 A の出張や時間外勤務については、元連盟職員 A からの事前連絡はなく、出張については役員 C への電話又は連盟職員への SNS 連絡により、時間外勤務については連盟職員への SNS 連絡により、全て事後報告であった。時間外勤務手当や旅費の支給に当たっては、元連盟職員 A の出張に同行者がいた場合は、同行者からの報告等をもとに、可能な範囲で時間外勤務の状況と出張の行程を突合するなどして確認を行っていたが、基本的には、元連盟

職員Aからの事後申告に基づいて時間外勤務手当及び旅費を全額支給していた。

元連盟職員Aの勤務状況については、令和3年12月分の給与支給からそれまでにはなかった時間外勤務手当が発生していた。同年同月時点で観光連盟は、元連盟職員Aとの間で、時間外労働（残業）をさせるために必要な三六協定（注2）を締結していなかったが、令和4年4月から8月までの法定外労働時間が、月平均72時間を超え、うち4回は月80時間超えの状態にあったため、令和4年9月22日には、三六協定を締結していた。

（注2）三六協定：法定労働時間を超えて労働者を働かせることを認めるための労使協定であり、労働基準法第36条に基づくもの。

三六協定を締結したとしても、時間外労働時間の法律上の上限は月45時間、年間360時間が原則とされている。また、臨時的に特別な事情がある場合でも、年720時間以内、月45時間超は年6回までと法定されているにもかかわらず、表10-1のように、元連盟職員Aの勤務実態はこれらの法規制が全く遵守されていなかった。

時間外勤務の縮減のため、県と協議の上で、令和5年度からは、週30時間勤務を週35時間勤務にして、報酬月額を増やしたが、月45時間の制限を大幅に超える時間外労働が続く状況は、令和6年5月まで何ら変わらなかった。

そのため、令和6年5月29日、役員C及び事務局幹部が、時間外勤務の縮減のため元連盟職員Aと面談の上で文書指導したところ、その効果もあり、同年6月以降、時間外勤務が45時間を超える月は1回のみと縮減傾向にあった。

また、表10-2のとおり、旅費の支給に関しても、年度によっては、年間250日を超える出張実績のある年度があり、理論的には、休日を除く勤務日は全て出張しているような状態であった。元連盟職員Aの強い意向で、出張の詳細は事前に役員Cや事務局に共有されなかったことから、観光連盟では、元連盟職員Aの出張の必要性が全て判断できているとはいえない状況であった。

【表10-1 元連盟職員Aに係る時間外勤務実績（年間、試算値）】

年度	三六協定締結日	総時間数 (分未満切捨)	うち45時間超月数	時間外勤務手当の総額
令和3年度 (12月～3月)	締結なし	247時間	3回	416,760円
令和4年度	令和4年9月22日	1,382時間	12回	2,605,877円
令和5年度	令和5年9月15日	1,216時間	12回	2,945,513円
令和6年度 (4月～9月)	令和6年10月3日	316時間	3回	769,564円

観光連盟提出資料から作成。

【表10-2 元連盟職員Aに係る旅費の支給実績（年間、試算値）】

年度	出張日数	旅費支給総額
令和3年度	190日	2,208,175円
令和4年度	265日	3,211,199円
令和5年度	283日	3,184,618円
令和6年度	82日	879,484円

観光連盟提出資料から作成。

キ 観光連盟に係る補助金について

県から観光連盟へ交付している補助金のうち、元連盟職員Aが関与している事業に係る補助金については、①観光連盟運営事業費補助金と②飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金の2つの補助金があり、令和3年度以降、観光誘客推進課が所管しており、補助金の履行確認(検査)は同課が実施していた。

令和元年度以降の両補助金の執行状況及び元連盟職員A関連経費(注3)の内訳は、表11-1及び11-2のとおりである。

(注3) 元連盟職員A関連経費は、観光連盟事務局による試算値。

【表11-1 県から観光連盟への補助金(元連盟職員A関与関連)】

年度	補助金額(※)			③のうち元連盟職員A関連経費
	①観光連盟運営事業費補助金	②飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金	③合計	
令和元年度	93,163,233円	37,400,000円	130,563,233円	4,719,953円
令和2年度	84,404,967円	26,917,688円	111,322,655円	9,470,723円
令和3年度	66,379,177円	18,174,329円	84,553,506円	9,766,971円
令和4年度	73,077,062円	18,549,063円	91,626,125円	15,203,813円
令和5年度	81,649,930円	25,907,043円	107,556,973円	17,012,398円
令和6年度	82,943,686円	16,444,974円	99,388,660円	10,036,525円

(※) 観光連盟ホームページの収支計算書から。ただし、令和4年度の飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金額は、県へ33万円を返還した後の額としている。

【表11-2 元連盟職員A関連経費(試算値)の主な内訳(※)】

年度	①観光連盟運営事業費補助金の対象となる経費			②飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金の対象となる経費		
	時間外手当	業務旅費	切手等通信運搬費	レンタカー借上げ	ノベルティ購入	消耗品立替金
令和元年度	0円	743,680円	20,740円	0円	0円	11,904円
令和2年度	0円	1,413,456円	21,696円	0円	3,198,841円	2,900円
令和3年度	416,760円	2,208,175円	36,530円	0円	904,230円	348,906円
令和4年度	2,605,877円	3,211,199円	66,610円	703,822円	1,201,648円	101,322円
令和5年度	2,945,513円	3,184,618円	47,335円	847,719円	1,084,268円	106,610円
令和6年度	769,564円	879,484円	35,293円	90,397円	1,601,460円	240円

(※) 元連盟職員A関連経費(試算値)のうち、年額報酬や県東京事務所目的外使用料等の固定的な費用は除いている。消耗品立替金は、平成30年度以前には支払実績がなかった。

表11-2から、元連盟職員A関連経費は、年度途中で解雇された令和6年度を除いて、時間外勤務手当や旅費を中心に年々増加していたことがうかがえる。

観光連盟によれば、その主な理由としては、①時間外勤務手当及び旅費については、新型コロナウイルス感染症が終息に向かう中、観光PRイベント

の実施が本格化したこと等、②令和4年度から支出が始まったレンタカーの借上げについては、元連盟職員Aの出張時に、同行する連盟職員が自家用車を利用すると、万一の事故の場合、当該職員の個人加入の自動車保険を使うことになることから、安心して出張できる環境を整えたことにそれぞれ起因するものであった。

また、両補助金の補助対象経費のうち、表12の経費は、知事や役員Cから事前に了承を得ているとして、元連盟職員Aが出張先で急ぎで購入するなど、支出伺いを含めて全て事後承認により執行することが常態化していた。

【表12 事後承認が常態化していた経費】

経費	内容の精査をする必要がある主な事項
ノベルティグッズ、梱包材等	<ul style="list-style-type: none"> ・計画性のない発注 ・出張先や現場での購入指示
レンタカー、ホテル客室使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・高級車のレンタル指示 ・物資保管管理のため等の理由でホテル客室を借り宿泊
調達資材の宅配料、切手	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で県費購入した農産物等を配送する際の宅配料の立替払（元連盟職員Aが配達先伝票を個人情報として破棄したため、証拠書類が残っておらず、送付先が不明。） ・管理簿未整備の切手の消費

(ア) 観光連盟運営事業費補助金

a 元連盟職員Aの解雇に係る解雇予告手当について

令和6年12月18日の元連盟職員Aの解雇に係る解雇予告手当については、事務運営費として同補助金が充てられていた。この点については、元連盟職員Aを解雇した当時、観光連盟では、非常勤職員の懲戒解雇に関する規定が未整備であったため、訴訟リスクを踏まえて普通解雇とせざるを得ず、労働基準法に基づき解雇予告手当26万9,888円が支払われたものであった。

b 事務運営費に係る補助率

事務運営費に係る補助率については、原則として2分の1となっているが、東京駐在に係る費用（元連盟職員Aに関する経費は全て含まれる。）は、10分の10となっていた。観光連盟運営事業費補助金の支給根拠となる一般社団法人岐阜県観光連盟補助金交付要綱では、補助率は「知事が定める額」とされている。本監査の場において、観光誘客推進課管理職は、東京駐在に係る費用が全額補助となった理由について不明と説明し、合理的な根拠は示されなかった。

(イ) 飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金

a 役員Cの署名による経費支出の取扱い

観光連盟では、元連盟職員Aの事後報告による経費の支出が一向に改められないことから、飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金の補助対象となる経費の執行に関して、事後報告による支出については、役員Cが承認の署名をした場合に限って認める運用に令和6年度から変更していた。

当該運用は、観光連盟の会計規程等に定められていないが、本監査において、運用を変更した経緯、背景などを確認したところ次のとおりであった。

事務局幹部の回答	<ul style="list-style-type: none"> ・元連盟職員Aに係る会計事務の事後報告が一向に改まらず対応に苦慮していた。 ・役員Cに再三、元連盟職員Aの指導を県に働きかけるよう要望したが、十分に取り合ってもらえなかった。 ・元連盟職員Aの特例扱いがまかり通る理由について、役員Cから一度も説明されたことがなく、そこから会計処理を変えることにつながっていった。 ・令和6年度から、適切とは言えない会計処理が事後的に判別できるようにするため、会計処理の一環として、役員Cに承認をしてもらうようにした。
役員Cの回答	<ul style="list-style-type: none"> ・元連盟職員Aは、協調性に欠ける面もあったが、県農政部に関する業務を中心に、観光PR業務でも様々な事業を企画実施していた。 ・元連盟職員Aの行動力やネットワークにより実現した事業もあり、影響力をもっており、その仕事ぶりを評価していた。 ・会計処理の問題や日頃の言動を差し引いても、一定の実績があり、県もそれを認めていた。 ・事務局幹部とは元連盟職員Aに対する評価が異なると考え、率直に自身の見解を伝えることはしなかった。

なお、役員Cは、事後報告による支出の際に、署名を必要とする運用が観光連盟の会計規程には定めがなく例外的な運用であること、承認の署名様式が任意のものであることは、承知していなかった。

令和6年度飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金の補助対象となった経費のうち、役員Cの承認の署名を得た上でなされた支出は、前述の飲料代に係る立替金の他に、表14に記載のとおり3件認められた（合計540,281円）。

【表14 役員Cの事後承認による支出】

支出内容	金額	事後承認の状況及び会計規程上問題となる点
元連盟職員Aの客室使用料（令和6年5月10日宿泊）	12,325円	令和6年5月10日の客室使用料に係るホテルからの請求書が到着した令和6年5月20日付けで役員Cが事後承認。使用料ではなく、旅費として支出すべきであった。
元連盟職員Aの客室使用料（令和6年8月29日宿泊）	28,000円	令和6年8月29日に宿泊していたことを、翌日に事務局に報告してきたため、令和6年8月30日付けで役員Cが事後承認。なお、旅行（出張）命令は発出されていなかった。
元連盟職員Aの	499,956円	元連盟職員Aが観光連盟の意思決定も得ずに

独断でのノベル ティグッズの発 注（令和6年9月 13日納品）		独断で発注していた物品が令和6年9月13日に納品され、令和6年9月25日付けで役員Cが事後承認。購入時に明確な活用計画はなかった。
合計	540,281円	—

b 観光誘客推進課による履行検査

観光誘客推進課による同補助金の履行検査は、令和7年4月24日に実施された。履行検査の場において、事務局幹部は、表14に記載の支出を含めて不適切な支出が含まれているため、当該不適正な支出について補助対象外とするよう申立てをした。しかし、それらは、権限を持つ決裁者によって会計書類の決裁処理が行われた上で支出がなされ、補助対象として実績額に計上されたものであったため、同課による検査結果では、県として不適正であると認めるに足る具体的証拠書類等が事務局幹部から提示されなかったとして、表14に記載の3件の支出を含めて全てが補助対象とされた。

なお、同補助金の補助率については、10分の10である。

(ウ) 法第221条に基づく補助金調査

観光誘客推進課では、知事の指示を受けて、令和7年5月29日から、法第221条に基づく調査として、過去5年分（令和2年度から令和6年度分）の観光連盟運営事業費補助金と飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金の執行状況を調査している。当該調査は、元連盟職員Aに係る時間外勤務手当と旅費の支給状況を中心に実施されており、令和7年10月31日に、観光文化スポーツ部幹部から知事に対して、同日時点における調査結果として、「外形上、直ちに不正と断定できる事案は判明しなかった」旨の報告が行われている。

なお、本監査において、観光誘客推進課に確認したところ、令和8年1月27日現在においても、調査継続中であった。

（予算の執行に関する長の調査権等）

法第221条 略

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

第5 監査委員の判断

(1) 商工労働部

令和5年度に開催予定のイベントに必要な費用であることを知りながら、令和4年度に県産品販路開拓事業に係る装飾用物品材料購入契約を締結し、納品の事実がないにもかかわらず、契約が適正に履行されたとして、令和5年4月18日に契約金額全額を支出していた。また、発注した物品の納入状況についても、発注者として全く把握しておらず、物品の調達・管理に対するチェック機能が十分に働いていなかったことから、今後はかかることのないよう適正に処理されたい。【県産品流通支援課（指摘事項）】

そして、令和7年1月30日には、県産品流通支援課の被害額として事業者から23万1千円の返還金を受けているが、監査の結果、当該返還金額に誤りがあることが認められたことから、適正な被害額を算出し、速やかに必要な措置をされたい。【県産品流通支援課（指摘事項）】

（2）農政部

令和5年度に開催予定のイベントに必要な費用であることを知りながら、令和4年度に食材PRイベント会場装飾品物品制作委託業務に係る契約を締結し、納品等の事実がないにもかかわらず、契約が適正に履行されたとして、令和5年3月24日に契約金額全額を支出していた。また、発注した物品の納入状況についても、発注者として全く把握しておらず、物品の調達・管理に対するチェック機能が十分に働いていなかったことから、今後はかかることのないよう適正に処理されたい。【農産物流通課（指摘事項）】

（3）一般社団法人岐阜県観光連盟

令和5年度に開催予定のイベントに必要な費用であることを知りながら、令和4年度に県産品を使用したノベルティ等購入に係る契約を締結し、納品等の事実がないにもかかわらず、契約が適正に履行されたとして、令和5年3月28日に契約金額全額を支出していた。また、物品の調達・管理に対するチェック機能が十分に働いていなかったことから、今後はかかることのないよう適正に処理されたい。【指摘事項】

観光連盟は、元連盟職員Aに関する勤怠管理が十分にできておらず、元連盟職員Aに係る時間外勤務手当及び旅費の支給については、事後に可能な範囲で確認を行っていたものの、事前命令が徹底されておらず、観光連盟として時間外勤務及び出張の必要性が十分に確認できていなかったことを認めている。時間外勤務手当と旅費以外の経費についても、ノベルティグッズの購入経費やレンタカー使用料、宅配料の立替払等の多くの経費について、事後承認による執行が常態化しており、その必要性等の確認ができていたのか疑念が生じていることから、少なくとも元連盟職員Aに係る時間外勤務手当の支給を開始した令和3年度から令和6年度までの元連盟職員A関連経費の執行状況について調査を行い、速やかに必要な措置をされたい。【指摘事項】

元連盟職員Aに係る会計処理について、役員Cの事後承認を経て経費の支払を行っていたことについては、観光連盟の会計規程には定めがなく、事務局幹部が独自に判断して始めたことであり、また、当該手続については、事務局幹部から役員Cに、その目的、主旨等が十分に伝わっていなかった。

組織として事前に支出の是非を判断せずに支払う体制は、組織内で必要なけん制が機能せず、不必要な支出や不正な支出を招く大きな要因となりうることから、今後当該取扱いは改められたい。【指摘事項】

（4）観光文化スポーツ部

観光連盟運営事業費補助金について、事務運営費に係る補助率が東京駐在に係る費用に関しては10分の10となっているが、全額補助とする理由が明確になっていないことから、これを明らかにし、補助金事業の透明性を高めるとともに、必要に応じて補助率の見直しをされたい。【観光誘客推進課（指摘事項）】

また、観光文化スポーツ部に対し、観光連盟の団体運営について早期に是正を促す観点から、以下のとおり意見を述べる。

観光連盟運営事業費補助金及び飛騨・美濃じまん観光誘客推進事業費補助金に

関して、元連盟職員Aに係る時間外勤務手当と旅費を補助対象としているが、観光連盟では元連盟職員Aに係る時間外勤務手当と旅費の支給について、事前にはその必要性を十分確認しておらず、事後に可能な範囲で確認を行い、一部修正していたものの、基本的には、元連盟職員Aからの事後報告に基づいて時間外勤務手当及び旅費を支給していたことを認めている。

また、時間外勤務手当と旅費以外の経費についても、ノベルティグッズの購入経費やレンタカー使用料、宅配料の立替払といった多くの経費について、事後の処理により実施することが常態化しているなど、内容の精査をする必要がある経費と事務局幹部は認めている。

本監査において、観光文化スポーツ部幹部は、観光連盟の役員C及び事務局幹部の回答について、いずれの回答を事実と認定するか、それを判断する根拠を持っていないと回答した。観光連盟は県とは別組織ではあるが、令和6年度実績では、団体の事業活動収入の約9割を県の補助金が占めている。また現職の県職員を2名派遣している上、県職員OBも4名雇用し、その雇用に係る費用は観光連盟運営事業費補助金の補助対象とされているなど、県の関与が非常に強い団体である。そして、観光文化スポーツ部幹部は観光連盟の理事（役員）として観光連盟の業務執行に責任を負う立場でもある。

観光文化スポーツ部は、補助金を交付する者として、また、団体を所管する者として、補助事業の適正な執行を確保するとともに、団体運営の適正性を確保する必要がある。観光連盟が実施する補助事業及び団体に対する県民からの信頼を損なうことのないよう、観光連盟に対して、指導権限を適切に行使し、観光連盟が健全な経営を行うための体制強化に向けて適切な措置を執られたい。

第6 監査委員の意見（総括）

今回の監査の結果については以上のとおりであるが、監査全体を通しての総括意見を以下に述べる。

本県では、平成18年7月に発覚した不正資金問題を契機として、法令遵守、公平・公正な職務遂行等の岐阜県職員としての心構えや行動理念を示した「岐阜県職員倫理憲章」が定められた。以来20年近くかけて、失われた県政に対する県民の信頼を取り戻すべく、組織全体が一丸となってその実践に取り組んできたはずである。

しかし、元連盟職員Aの圧力や影響、指示を受けて、担当職員が未納入の物品を納入済みとするなど不適正な会計（検査）書類を作成するなどし、そして、県との関わりの深い関係団体である観光連盟から逮捕者を出して、県及び観光連盟に加えて作家Bにも被害を生じさせてしまったことは誠に遺憾なことである。

また、今回の監査により、県の会計事務の検査機能、審査体制、内部統制が十分機能していない状況が見受けられた。令和5年イベントに必要な費用であることを知りながら、令和4年度に、契約締結の決定をしたことについて県幹部にも報告した上で契約金額全額を支払うなど、組織として不適正な会計処理を実施することによって、本来適切に行うことが当たり前とされている検査・審査機能や内部統制が機能していなかった現状に鑑み、元連盟職員Aのような職員が介入したときにどのように対処するのかなどを想定した上で、新たな不正や誤りを引き起こすことがないように、早急に対応策を検討する必要がある。

特に、県の関係団体の一職員にすぎない元連盟職員Aが、なぜ県行政や観光連盟事業に絶大な影響力を持てるようになったのか、元連盟職員Aの採用の経

緯、その際の県上層部の関与の有無などが解明されない限り、適切な対応策は見つからないと言える。このため、県においては、元連盟職員Aのこのような異常ともいえる行動を許すこととなった原因を徹底的に解明することが必要である。

県及び観光連盟においては、その組織から独立した中立・公正な独自の第三者委員会を立ち上げ、客観的かつ信頼の高い調査を行った上で不適正事案が生じた原因を究明し、チェック機能の働く内部管理体制が定着するよう取り組まれない。

令和8年1月13日に、元連盟職員Aは県公金詐欺の疑いで逮捕されたが、県は、元連盟職員Aの公金横領による被害者であることを認識しているにもかかわらず刑事告訴をしていない。公務員は職務を遂行する中で犯罪が疑われる場合、告発義務（刑事訴訟法第239条2項）があり、少なくとも、観光連盟が令和7年2月6日に刑事告訴し、警察に受理された段階で、県としても刑事告訴をするべきであったと考えられるが、こうした措置を執らなかった理由について十分な説明責任を果たしているとは言えない。

また、元連盟職員Aによる返金は、連盟職員D及び連盟職員Eの報告に端を発して実施されることになった。元連盟職員Aが県及び観光連盟の業務に携わっていた期間は長期にわたることもあり、他に問題のある会計処理が行われていなかったかどうかについても十分留意して精査されたい。

さらに、元連盟職員Aが県の商工労働部や農政部等に命じて、県に購入させていたという物品についても、県費で購入しているにもかかわらず公金意識に欠けずさんな管理がなされていたことから、その実態を解明されたい。

(1) 内部統制制度の継続的な見直しについて

今回の不適正事案については、県や企業の幹部と懇意であるなどとして、県職員や観光連盟職員に様々な影響力、圧力をかける元連盟職員Aの存在が背景にあった。これによって、県職員や観光連盟職員は、関係法令等を逸脱した予算執行をするなど不適正な会計処理を行うこととなった。

県産品流通支援課及び農産物流通課では、令和5年度開催のイベントに必要な経費と知りながら、令和4年度予算をもって執行し、担当部長に報告していた。そして、納品等の事実がないにもかかわらず、納品済みとして検査書類を作成した。こうした対応には、上司が幹部に付度をして指示を出したのものや、部下が上司に付度をして自ら行っているものがあった。また、契約のための会計書類を作成する担当者が作成を拒否し、代わりに管理職自らが不正の会計書類を作成してまで支出をしていたものもあった。

また、観光連盟では、元連盟職員Aの事後報告を受けて、令和6年度からは役員Cによる事後承認を行うなどしたものの、内容の確認が十分行われないうまま、各種経費、時間外勤務手当、旅費等の支出が行われるなどしていた。

しかし、生じている問題、関係法令等からみた課題等について県幹部等や関係機関と共有するなどして、解決に向けた対応が執られることはなかった。

元連盟職員Aの相当に強い圧力や拒否できない環境若しくは組織風土があったものと考えられる。

そして、そうした不適切な行為等が、実体のない物品購入や委託業務、不適切な支出に基づく補助金、それを実施するために費やした県職員、観光連盟職員の人件費、旅費などの支出につながっていたことに鑑みれば、本件事態は、組織を挙げて、再発防止のための改善に取り組むべき課題といえる。

また、元連盟職員Aのような人物からの強い圧力等に対する組織としての対応は、これまでの良好な関係性を確保することや、従わなければ組織の中で顕著な不利益を被ることが明らかであることなどの理由から、意識して改善すべき対象としてみなされず、無批判的に受け入れてしまうことも、時として起こりうる。

理不尽な言動が見過ごされる結果、行動規範が曖昧化されたり、岐阜県職員倫理憲章が空文化されたりすることで、実績さえ上げていけば或いは上司に従っていれば、多少の規律違反は許される「何でもあり」の気風が形成される。問題を明るみにして、事態を改善させようとする職員の良心をも抑え込むことになる。結果的に組織全体としてコンプライアンス意識は摩耗せざるを得なくなり、行政不祥事の温床となる重大なリスクをもたらすことにもつながる。

県は、今回の事態を教訓に、組織内の圧力や県に影響力のある人物が県行政に関与してきたとしても、組織として毅然と対応する必要がある。

また、内部統制は、リスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスであることに鑑み、長期的な視点に立って、継続的に見直しを行いながら組織として取り組むことが求められる。

県には、内部不正や違法行為等に関する職員からの公益通報を受け付けるための組織内部窓口（公益通報窓口）が行政管理課に設置され、その存在は、庁内ポータルや文書通知等で職員に周知されている。元連盟職員Aの要求に不適正な会計処理を強いられた職員等から公益通報窓口にご相談が寄せられていたかどうかは確認できないが、本件事案のようなケースでも職員等の執務環境や職位を問わず安心して通報できるようにするために、職員への周知について充実強化するべきところがないかなど検討することも必要である。

（２）検査体制、審査体制の見直しについて

今回の不適正な会計処理が発生した要因の1つには、物品購入や委託業務の成果物に係る県の検査体制にあったといえる。令和4年度に県が締結した令和5年イベント関連の物品購入や委託契約について、検査を担当した職員は、検査の時点で物品の納入や業務が未完了であることを認識していたにもかかわらず、検査済みとし、そのまま支出されてしまった。事業実施と検査業務を同一の課の職員が行うことができたため、職務の分担による相互牽制が全く機能しなかった。

現在、各土木事務所で発注・施工されている当初設計金額が8千万円以上の建設工事の検査については、県庁の技術検査課長が検査権者となっている。検査体制のあり方としては、県庁内で先行しているこうした仕組みも参考に、たとえば、一定の金額以上の物品の調達や補助金等の検査・履行確認を各部の主管課が実施する仕組みなど、不正発生リスクを低減させるため、実効性のある検査体制を検討すべきである。

県の支出は、最終的には出納機関（出納事務局等）での審査を経た上でなされる。しかし、出納機関の審査は、執行機関において検査等の不正が行われる

ことが想定されていない、書面に基づく形式的な審査にすぎない。

単独地方機関以外の支出関係書類が持ち込まれる出納事務局等において、全ての会計書類を実地により審査することは現実的ではないが、一定の基準を設けた上で対象を抽出するなどにより、実地による実質的な審査を検討すべきである。

(3) 監査のあり方について

県及び観光連盟における前述の数年にわたる違法行為を含む不適切な会計処理について、監査委員は、令和6年度の詳細不明の返還金等があることを端緒として監査を開始したが、より早期に発見し報告することができなかったことについては誠に遺憾である。今後も専門職としての正当な注意を払い、各組織における重要な不備や不正等がないかなど、監査において留意するとともに、再発防止策の検討・実施状況や、組織風土の醸成等内部統制の整備状況を把握・検証していくこととする。